

# 第 35 回社会人野球日本選手権大会特別規約

## 1. コールドゲーム

- Ⓐ 本大会の正式試合の成立は 7 回とする。照明の故障またはこれに類する理由で試合続行不可能となった場合もこの規定を適用する
- Ⓑ 得点差が本大会の正式試合となる回数に達し、またはそれ以降に「10 点」になった場合、試合の打ち切りが宣告される。
- Ⓒ 決勝試合には、Ⓐ. Ⓑ両規約を適用しない。

## 2. 延長試合

日本野球連盟内規で定める「延長回に関わる特別規則（タイ・ブレイク）」を以下の通り適用する。

- Ⓐ 延長 12 回を終え、両チームの得点が等しいときにおいて試合時間が 4 時間を超えている場合、13 回より「延長回に関わる特別規則」を適用する。
- Ⓑ 延長 12 回を終え、両チームの得点が等しいときにおいて試合時間が 4 時間に達していない場合は、そのまま延長回を継続し、4 時間に達した回の次の回より「延長回に関わる特別規則」を適用する。
- Ⓒ 決勝試合には、Ⓐ. Ⓑ両規約を適用しない。

## 3. サスペンデッドゲーム（一時停止試合）

適用しない

## 4. 試合中の紛争処理

規則適用をめぐる紛争が生じた場合は、その試合担当の審判員の責任で処理する。

ただし、審判員が裁定に苦しむときは、大会役員が協議して裁定する。この裁定は最終のものである。

## 5. 京セラドーム大阪の特別ルールを適用する

## 6. ベンチの人員

「出場承諾書」に登録した者のうち、ベンチ入りできるのは、役員 6 名以内と試合出場選手 25 名以内。マスコット及び、申請のあったトレーナー 1 名及び通訳、ブルペン捕手（2 名以内）とする。マスコットは、インプレイ中ベンチから出てはならない。

役員の役職の名称は原則として、部長・副部長・総監督・監督・助監督・コーチ・マネジャーとする。このうち、ユニフォームを着用しベンチ入りできる役員は 4 名以内に制限する。

## 7. 「試合出場登録選手」の届出

各試合ごとに所定のメンバー交換用紙に、その試合の先発出場選手と控え選手、合計 25 名以内の試合出場登録選手全員の名前を記入し、大会本部へ 5 部提出する。記載されていない選手の試合出場および、ベンチ入りは出来ない。「出場承諾書」に記載されていない選手は、試合出場登録選手とすることはできない。

提出する、メンバー交換用紙には、必ず監督が署名する。

メンバー交換用紙は、抽選会時に 1 冊お渡しします。

## 8. ベンチ入り役員への届出

試合にベンチ入りできる役員は 6 名以内とする。ただし、申請されているトレーナー、通訳、マスコットは除く。各試合ごとにベンチ入りする 6 名以内の役員を、あらかじめ提出されている「出場承諾書」にて 3 部提出してください（ベンチに入らない役員に取り消し線を引く）。

監督、助監督、コーチ等と称してユニフォームを着用する役員は 4 名以内に制限する。

## 9. 選手交代の手続き

試合中、補欠選手を出場させる場合には、チームの監督または、監督に指名されたコーチまたは選手が必ず球審に届けなければならない。

## 10. 用具

- Ⓐ 本大会の使用バットは木製バットとする。
- Ⓑ 打者および走者は必ず耳つきヘルメットを、捕手は捕手用ヘルメットを着用しなければならない。
- Ⓒ バットの先端につける鉄製リング、スイング用の鉄棒を競技場内に持ち込むことは禁止する。